

演 題 部落差別、まだあるの？ どこにあるの？ なくせるの？



「部落差別？もうなくなったんじゃないの？」という声も聞かれます。しかし、インターネット上では今なお差別を助長する書き込みや、被差別部落の所在地をさらすなどの事件が絶えません。

講演では、やさしく分かりやすい解説で部落差別について正しく学ぶことができます。

人権と差別について考えてみませんか？

《プロフィール》

関西大学文学部教育学科 卒業

関西外国語大学助教授、近畿大学人権問題研究所教授 などを経て
現在 近畿大学名誉教授（2021年4月より）博士（社会学）

講 師

近畿大学名誉教授
博士（社会学）

おくだ

奥 田 均さん

ひとし

《著書（単著）》

『差別のカラクリ』解放出版社 2009年

『知っていますか？部落問題一問一答』（編著）解放出版社 2013年

『部落差別解消推進法を学ぶ』解放出版社 2019年

『暴露と曲解 部落ってどこ？』部落解放・人権研究所（共著）2020年
など多数

日 時 令和6年

8月20日 火

入場
無料

14:00～16:00（開場13:30）

どなたでもお気軽にご参加ください ▶ 手話通訳あり

場 所

竹田市総合文化ホール
〈グランツたけた〉廉太郎ホール

「人権の花運動」のお花を
展示しています。

荻小学校が今年度取り組みをしている「人権の花運動」で、子どもたちが心をこめて育てたお花を会場に展示しています。ぜひご覧ください。

「人権の花運動」とは

法務省の取り組みで、こどもたちが協力し花を育てることで、生命の尊さを実感し、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的としています。

【主催】竹田市、竹田市教育委員会、竹田市人権啓発推進協議会、大分・竹田地域人権啓発活動ネットワーク協議会 【問合せ先】竹田市人権・部落差別解消推進課 電話 63-1111（内線290）

8月は、差別をなくす運動月間です。竹田市は「部落差別等あらゆる差別をなくし人権を擁護する条例」制定のまちです。

【人権相談ダイヤル】 法務局では、人権侵害による被害を受けた方を救済するための活動を行っています。お気軽にご相談ください。

みんなの人権110番

 0570-003-110

子どもの人権110番

 0120-007-110

女性の人権ホットライン

 0570-070-810

インターネット人権相談受付窓口

パソコンから <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>
携帯電話から <https://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>

「部落差別の解消の 推進に関する法律」 をご存じですか？

～部落差別は許されないものであるという認識のもと、
一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指しましょう～

部落差別とは

日本には、特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由に結婚に反対されたり、就職で不当な扱いを受けたり、インターネットに心ない誹謗中傷が書き込まれるなどの差別をうけている人たちがいます。

これが部落差別であり、これを原因とする社会問題を同和問題といいます。

部落差別のない社会の実現に向けて

部落差別問題の解決に向けては、これまでの長年の取り組みによって生活環境や産業基盤の整備などの面で格差の解消が進み、また、社会の様々な分野で人権尊重意識の醸成も進められてきました。しかし、いまだに、結婚・就職差別や差別発言、インターネット上での差別的情報の流布が発生するなど解消にいたっていません。

このような中、部落差別は許されないものであるとの認識のもと「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成 28 年 12 月 16 日に施行されました。

「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 109 号）

（目的） 第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

大分県人権尊重・部落差別解消推進課サイト「こころちゃんのへや」

<http://www.pref.oita.jp/site/kokoro/>

大分県 こころちゃん

検索

